

臨教第54号議案

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきあらかじめ教育委員会の指示を受ける事項について

別紙（案）のとおり

令和7年3月24日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県教育委員会表彰規則の改正により永年勤続職員表彰の事業を廃止することに伴い、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の指示を受けて教育長が臨時に代理できる事項について、改正を行いたく提案するものです。

教育委員会の指示事項

1 教育委員会の会議にその処理結果の報告を必要とする指示事項

(1) 議会の議決を経るべき事案についての知事に対する意見の申出に関する事項

- ア 教育委員会において廃止が決定されている教育機関の条例の改廃に係るもの
- イ 工事請負契約の締結に係るもの

(2) 附属機関の現委員が任期満了前に委員を退く場合、残りの任期に係る後任の委員（関係団体からの推薦に基づき任命し、又は委嘱する委員に限る。）の任命及び委嘱に関する事項

(3) 教育委員会表彰のうち次に掲げる表彰に関する事項

- ア 神奈川県学校給食優良学校等表彰
- イ 優良PTA神奈川県教育委員会表彰
- ウ 神奈川県立学校の児童・生徒表彰
- エ 神奈川県優秀授業実践教員表彰

(4) 請願の処理に関する事項

- ア 概ね過去1年以内に同趣旨の請願が会議に付され、処理方針が確定していると認められるもの
- イ すでに教育委員会の方針が示されている事項と同趣旨の内容を求めるもの
- ウ 教育委員会又は県が当事者として訴訟において係争している事件に係るもの
- エ 教育委員会の処分に対し不服申立てがなされ、審査庁が教育委員会以外の機関である事件に係るもの

2 教育委員会の会議にその処理結果の報告を必要としない指示事項

(1) 教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃に関する事項

- ア 法令の制定又は改廃に伴う規定内容の整理に係るもの
- イ その他輕易な内容で実質的に裁量の余地のないもの

(2) 議会の議決を経るべき事案についての知事に対する意見の申出に関する事項

- ア 法令の制定又は改廃に伴う規定内容の整理に係る条例の制定又は改廃に関するもの
- イ その他輕易な内容で実質的に裁量の余地のないもの

新旧対照表

○ 教育委員会の指示事項

新	旧
1 教育委員会の会議にその処理結果の報告を必要とする指示事項 (1)～(2) (略) (3) 教育委員会表彰のうち次に掲げる表彰に関する事項 (削除) <u>ア</u> 神奈川県学校給食優良学校等表彰 <u>イ</u> 優良PTA神奈川県教育委員会表彰 <u>ウ</u> 神奈川県立学校の児童・生徒表彰 <u>エ</u> 神奈川県優秀授業実践教員表彰 (4) (略) 2 (略)	1 教育委員会の会議にその処理結果の報告を必要とする指示事項 (1)～(2) (略) (3) 教育委員会表彰のうち次に掲げる表彰に関する事項 <u>ア</u> <u>永年勤続職員表彰</u> <u>イ</u> 神奈川県学校給食優良学校等表彰 <u>ウ</u> 優良PTA神奈川県教育委員会表彰 <u>エ</u> 神奈川県立学校の児童・生徒表彰 <u>オ</u> 神奈川県優秀授業実践教員表彰 (4) (略) 2 (略)

「教育委員会の指示事項」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

神奈川県教育委員会表彰規則の改正により永年勤続職員表彰の事業を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

「教育委員会の指示事項」（平成 12 年 3 月 31 日付け総第 319 号本庁各課長あて総務室長通知）の「1 教育委員会の会議にその処理結果の報告を必要とする指示事項、(3) 教育委員会表彰のうち次に掲げる表彰に関する事項」を次のとおり改正する。

- (1) 「ア 永年勤続職員表彰」を削る。
- (2) その他所要の改正を行う（(1)に伴う項ずれを反映）。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日